

居住支援法人 今地域では

高齢化、障害、一人親家庭、ひきこもりなどいろいろな生活の問題を抱えることで、生活が困窮になりながらも解決の見通しが無いまま毎日を送っている方がおられます。また、それらの人たちの孤立無援化が進んでいます。

国では、住まいが無い、住まいを借りたいけど支援が無くて借りることができない等、住宅の確保に困っている人に対して、相談を受け、確保に向けた支援を行うことで自立した暮らしが可能となるよう、居住支援法人を通じた支援活動を始めました。

ひとりで悩まないで一緒に解決していきましょう。相談は無料です。また、個人情報、秘密は必ず守ります。

**独りにならない
独りにさせない**

生活支援センター こんな時どうすれば？

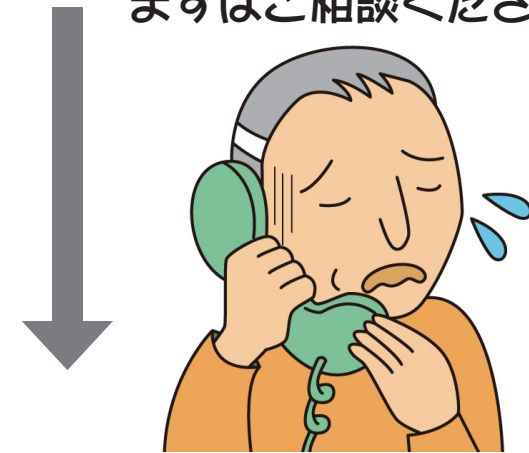
- ・家のない生活が続いている
- ・家を借りたいが保証人がいない
- ・仕事を辞めたことで住む家が無くなった
- ・一時的に住まいを確保して生活を立て直したい
- ・施設を出て自立した暮らしをしたいが、住宅を一人では借りることができない
- ・入院する時、施設に入るときに保証人が必要だと言われたが、頼める人がいない。

居住確保の5つの支援

- 1 賃貸住宅契約時の保証人支援
- 2 住宅契約時の保証会社の紹介
- 3 本法人借り上げ契約による住宅の提供
- 4 本法人所有の賃貸物件の提供
- 5 緊急一時的な住宅の提供
(その後の賃貸契約への支援)

結（ゆい） 住まいの確保で生活を 立て直したい！！

まずはご相談ください



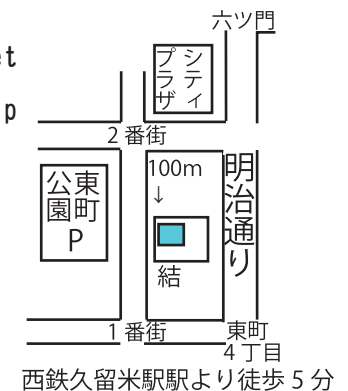
お問い合わせ先（事務局）

住 所：830-0032 久留米市東町 25 番地 30

でんわ：0942-27-6671(FAX 同) 090 2857 2310

URL: <https://you-i.net>

Em: youi@air.ocn.ne.jp



賃貸オーナーの方へ

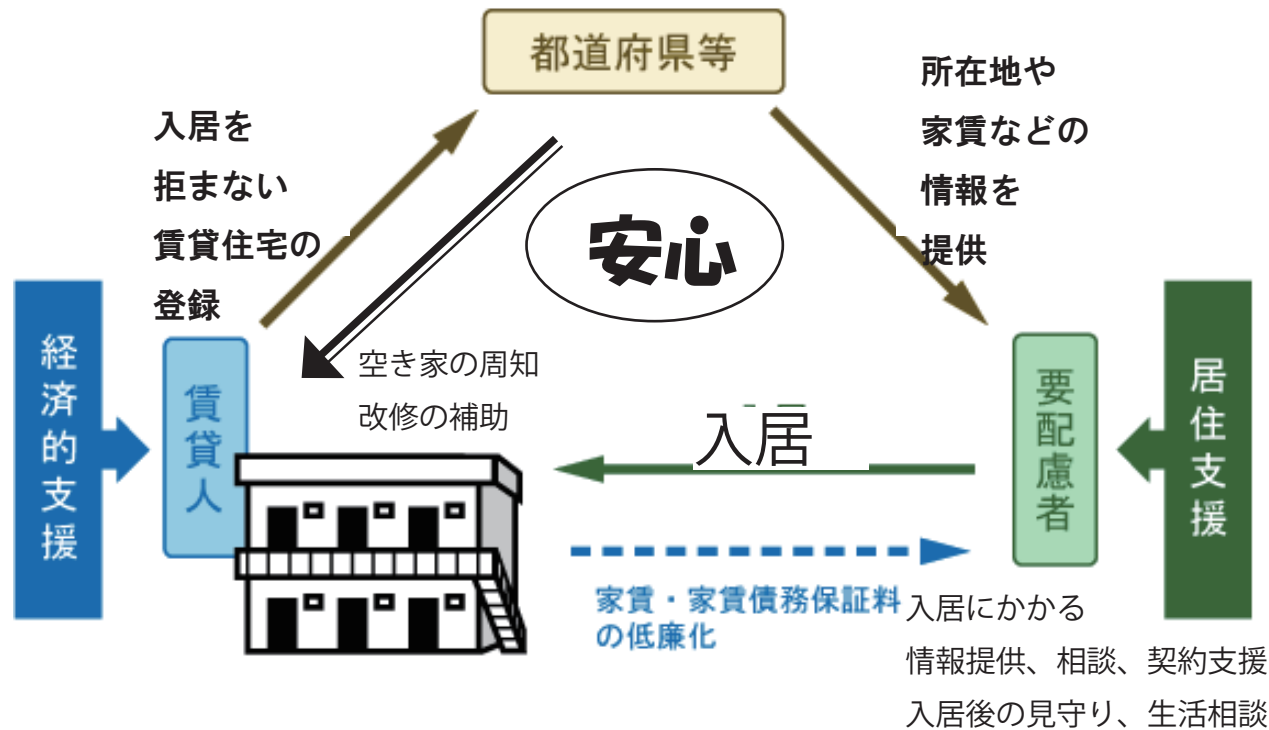
管理会社の方へ

住宅を借りたい方へ

民間住宅を活用した住宅セーフティネットを活用ください

生活支援センター結はこれまで多くの方への居住支援活動を多様に行ってきました。このたび、住宅の確保にお困りの人を対象とした住宅政策が始まりましたが、この制度が有効に機能するためには住宅のオーナーや不動産管理会社、賃貸保証会社の皆様のご支援が欠かせないものとなります。

現在、賃貸住宅の契約に際しては「法人」が連帯保証人になることができない状況が続いていますが、一個人の支援では限界があります。今後は本法人が保証人となることで契約を進めることができますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。



- 1 利用には本会との契約が必要です
- 2 契約後に賃貸物件の契約を
- 3 費用はどうなりますか？
 - ・ 法人との契約料 3万円
 - ・ 緊急一時生活支援は？

生活ハウスの利用は、家賃として1日1,000円と管理費200円（光熱水費）が必要になります。生活保護の方は住宅扶助の対象になります。必要な生活道具がそろっていますので入居したその日から生活が始まります。

※ 支払いが困難な方には分割や猶予、免除といった対応をいたします。負担ができないことで申込をお断りすることはありません。

※ 公営住宅の保証にも対応します。

国や福岡県が進めている事業です。
安心してご相談下さい

生活支援センター結

☎ 0942-27-6671

まずはお電話を